

○ハラスメント防止に関する規程

(2000 年 3 月 8 日 制定)

(委員会などの設置)

第 1 条 本学に、「ハラスメント防止に関する指針」に基づいて、次の委員会などを置く。

- (1) 相談員(常設)
- (2) 人権問題委員会(常設)
- (3) 調査委員会
- (4) 調停者

(相談員)

第 2 条 ハラスメントの相談に応じるために、相談員を置く。

2 相談員は、次に定めるところにより、第 7 条に定める人権問題委員会が選考し、学長が任命する。

- (1) 教員の相談員 各学部から 1 名(男女を含むものとする)
- (2) 職員の相談員 専任職員の中から 2 名(男女を含むものとする)

3 相談員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス、電子メールアドレスなどを毎年度初めに公表するものとする。

5 相談員は、人権問題委員会及び調査委員会の委員を兼務してはならない。

(相談の受付)

第 3 条 相談員への相談は、面談のほか、手紙、電話、ファックスまたは電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

2 虚偽の申し立てがあった場合には、相談員はその旨を学長に報告しなければならない。

(相談員の任務)

第 4 条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに関する相談
- (2) 手続きに関する相談
- (3) 調停及び話し合いに関する相談

- 2 相談員は、ハラスメントについて相談があった事実、調停及び話し合いの申し出、さらに当事者の意向などについて事実のみを正確に記録し、ただちに学長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第 5 条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 相談者の名誉及びプライバシーなどの人権を侵害することのないよう慎重に対応すること。
- (2) 相談者の意向をできる限り尊重し、事実のみを正確に把握すること。

(学長の任務)

第 6 条 学長は、相談員から報告があったとき、学生部長または事務局長と協議の上、人権問題委員会に諮問するものとする。なお、必要な場合は学長の指示により予備的な調査を行うこととする。

- 2 相談者から調停及び話し合いの申し出があった旨、相談員から報告があったときは、ただちに調停者を選び、調停及び話し合いを委ねるものとする。

(人権問題委員会の任務)

第 7 条 人権問題委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学長から諮問を受けた事項について、相談者及び訴えられた者からの事情を聴取すること
- (2) 事実関係について、相談者の申し出に関して調査すること
- (3) 事実関係の判定、救済、及び処置に関する答申に関すること
- (4) 相談員の選考に関すること
- (5) 調査委員会の設置に関すること
- (6) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること
- (7) その他、ハラスメントの防止及び対策のために必要な事項

- 2 人権問題委員会は、ハラスメントの防止及び対策のための改善や、個別の事への対応策などが必要であると判断したときは、学長に改善を勧告することができる。

- 3 人権問題委員会は、当事者に対する救済や処置を講ずるに当たって、ハラスメントにあたるような言動をとってはならない。

(人権問題委員会の構成)

第 8 条 人権問題委員会は、学長が任命する次の委員をもって構成する。

- (1) 学生部長
 - (2) 事務局長
 - (3) 各学部から教員各 1 名(男女を含むものとする)
 - (4) 専任職員 2 名(男女を含むものとする)
- 2 前項(1)から(2)に定める委員は、職責とし、常任委員とする。
 - 3 前項(3)から(4)に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 4 前項(3)に定める委員については、学部教授会に報告するものとする。

(人権問題委員会の組織)

第 9 条 人権問題委員会の委員長は、ハラスメント事案の内容により、前条第 1 項第 1 号または第 2 号のいずれかを学長が指名する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が指名した者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は人権問題委員会を招集し、その議長となる。
- 4 人権問題委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開き、議決することができない。
- 5 人権問題委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員を補充すること、及び委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第 10 条 人権問題委員会は、ハラスメントの事実関係について調査が必要と判断したときは、調査委員会を設置することができる。

第 11 条 調査委員会の任務は、次に掲げる事項とする

- (1) 当事者及びその関係者から事情を聴取すること
- (2) ハラスメントの事実関係について 2 カ月以内に調査すること。

ただし、2 カ月以内に調査が完了しないやむを得ない事由があるときは、人権問題委員会の委員長の了解を得た上で、相当期間調査を延長することができる。

- (3) その他、事実関係を明らかにするために必要とされる事項

(調査委員会の構成)

第 12 条 調査委員会は、人権問題委員会が選考し、学長が任命する次の委員をもって構成する。ただし、調査委員会には女性委員が複数加わるよう配慮されなければならない。

- (1) 教員 2 名 (2 名は男女とする)。ただし、原則として、訴えられた者の所属する学部以外の学部から選出するものとする。
 - (2) 専任職員 2 名 (2 名は男女とする)
 - (3) 弁護士
- 2 委員は、人権問題委員会の委員及び相談員を兼務させてはならない。
 - 3 委員の任期は、当該事案に関する委員会の任務が終了するまでとする。
 - 4 委員は、複数の事案の調査委員を兼務することを妨げない。

(調査委員会の組織)

第 13 条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が指名した者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開き、議決することができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査にあたっての注意義務)

第 14 条 調査委員会は調査をするにあたって、次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 調査に際して、相談者の権利を抑圧したり、被害のもみ消しにあたるような言動をしてはならない。
- (2) 申し立てられた者が「相手の同意があった」旨の抗弁をした場合、その有無についての証明責任を相談者に負わせてはならない。

(調査委員の交替もしくは調査の打ち切りの申し出)

第 15 条 前項各項のいずれかに違反する行為があった場合、相談者は調査委員会に対して委員の交替もしくは調査の打ち切りを申し出ることができる。

- 2 委員の交替の申し出があったとき、人権問題委員会はずちに補充の委員の選考をしなければならない。

(調査の終了)

第16条 調査は次の各号の場合に終了するものとする。

- (1) 調査委員会の調査が終了したとき。
 - (2) 相談者が調査の途中で、または前条第1項に定める調査の打ち切りを申し出たとき。
 - (3) 2か月以内に調査を終了する見込みがなく、また相当期間の延長をしても終了する見込みがないときは、委員会の議を経て、調査を終了することができる。
- 2 調査を終了したときは、ただちに人権問題委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(調停者の設置)

第17条 学長は、相談者から調停または話し合いの申し出があったときは、次の者で構成する調停者を置かなければならない。

- (1) 人権問題委員会委員長
 - (2) 人権問題委員会の委員から2名(2名は男女とする)
- 2 委員長は前項第1号に定める者とする。
- 3 調停は、委員長が責任者となって調停を進める。

(調停の手続き)

第18条 調停は、次の手続きにしたがって行う。

- (1) 調停者は、調停または話し合いの申し出に応じて、ただちに調停の日時及び場所を決め、相談者及び訴えられた者(以下「当事者」という)に通知する。
- (2) 当事者は、調停に際して付添人(学外者も可)を1人つけることができる。

(調停進行上の注意義務)

第19条 調停者は、調停を進めるにあたって次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 調停者は、当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むよう努めなければならない。
- (2) 調停者は、話し合いが十分進んだと判断した段階で、何らかの解決案を提示することができる。ただし、解決案を当事者に押しつけるようなことをしてはならない。
- (3) 調停に際して、相談者の権利を抑圧したり、被害のもみ消しにあたるような言動をしてはならない。

(調停者の交替もしくは調停の打ち切りの申し出)

第 20 条 前項各号のいずれかに違反する行為があった場合、相談者は調停者の交替もしくは調停の打ち切りを申し出ることができる。

2 調停者の交替の申し出があったとき、人権問題委員会はただちに補充の調停者の選考をしなければならない。

(調停の終了)

第 21 条 調停は次の各号の場合に終了するものとする。

(1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。

(2) 当事者が調停の途中で、または前条第 1 項に定める調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 調停者が相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

2 調停が不調に終わったときは、当事者に調停に代わる手続き(不服申し立て)を説明しなければならない。

3 調停が終了したとき責任者は、ただちに人権問題委員会及び学長に経過及び結果を報告しなければならない。

4 当事者間で調停の合意が成立するにあたって、大学として取るべき措置が必要な場合には、責任者は人権問題委員会の審議を経て、その旨合意文書に記載するものとする。

(処置)

第 22 条 学長は、人権問題委員会の答申に基づいて、学生が加害者の場合には、学生部委員会の議を経て、当該教授会において処置を決定するよう求めなければならない。

2 教職員が加害者の場合には、学長は理事会において処置を決定するよう求めなければならない。

3 処置には、加害者に対する再発防止の指導及び研修、また被害者に対して精神的なカウンセリングを行うことなどを含むものとする。

4 処置が決定したとき、学長または学長の指名を受けた者が、当事者に報告しなければならない。

(不服の申し立て)

第 23 条 当事者は、処置について不服がある場合には、学長に不服申し立てをするこ

とができる。

- 2 当事者から不服申し立てがあった場合、学長は人権問題委員会に差し戻さなければならない。

(公表)

第 24 条 学長は、事実経過及び処置について相談者の同意を得た上で、学内に公表することができるものとする。

(守秘義務)

第 25 条 学長、委員、相談員及び調停者は、任期中及び退任後においても、任務において知りえた事項について、一切他に漏らしてはならない。

- 2 学長、委員、相談員及び調停者は、当事者の名誉及びプライバシーなどの人権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(事務)

第 26 条 人権問題委員会、調査委員会及び調停者の事務は、訴えられた者が教職員の場合は、総務課長が行い、訴えられた者が学生の場合は、学生サポートセンター課長が行うものとする。

(所管)

第 27 条 この規程の所管は、学生サポートセンター及び総務課とする。

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、人権問題委員会及び大学協議会の審議並びに学長の決裁を経て常任理事会で行う。

附則 1 この規程は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 この規程は、2006 年 2 月 22 日改正、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附則 3 この規程は、2018 年 12 月 19 日改正、2018 年 12 月 19 日から施行する。

附則 4 この規程は、2019 年 6 月 19 日改正、2019 年 4 月 1 日から遡及施行する。

附則 5 この規程は、2020 年 7 月 15 日改正、2020 年 7 月 15 日から施行する。

附則 6 この規程は、2020 年 12 月 25 日改正、2020 年 12 月 25 日から施行する。